

動物取扱業者等に関する自治体アンケート調査

回答自治体数:92自治体(10月30日現在)

【犬猫等販売業者について(法第10条関係)】

問1. 犬猫の販売業者数について、ご記入ください。

回答1	16,923
-----	--------

問2. 犬猫の販売業者のうち、繁殖業者の数についてわかる範囲でご記入ください。

回答2	8,728
-----	-------

【インターネット等通信販売について(法第21条の4関係)】

問3. 販売業者のうち、インターネット等を利用して販売を行っている業者数について、取り扱っている動物の種類別にご記入ください。(把握している範囲で結構です。)

	哺乳類	鳥類	爬虫類
回答3	969	162	175

問4. 対面による説明が困難な場合として、例外規定を設けるべき事例があればご記入ください。

例外規定を設ける必要はない	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買において対面での現物確認が必須であるならそのときに説明できるはずなので、例外規定を設ける必要はない。（設けない方がよい） ・ 売買において対面での現物確認が必須である以上、対面説明できない状況は生じにくいのではないのではないか。（購入契約前に①動物だけを輸送する、②説明対応できないスタッフが随行輸送する等により、輸送先で購入予定者が動物を確認する、というようなケースが想定されているのか？） ・ 例外規定を設けるべきではない。（例外規定に合致するかどうかの判断が煩雑、業者の抜け道的な扱いになりかねないため） 	8

購入希望者の身体的事情等	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入希望者が病気で体が不自由である等、身体等のやむを得ない理由のため、対面することが困難である場合 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者など、外出困難な人に販売するケースで、業者が出張等の対応ができない場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月の説明会の中でも「購入者の身体的理由」等を想定されていたように、例外規定はあくまでも購入者側のやむを得ない理由に限定すべきもので、販売者側の都合であってはならないと考える。 ただ、現物確認や対面説明に支障があるような身体的理由をもつ購入者に販売することが果たして適正なのかどうか疑問は残る。 	1

購入希望者等の物理的な理由	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入希望者が遠隔地に在住している場合（○km以上離れている、離島に在住している等） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売者が飼養施設をもたない仲介業者であり、ブリーダーが購入者に直接説明する場合 	1

基本的に例外規定は不要だが、障害者等には負担軽減措置があっても良い	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面説明は、飼い主に必要かつ重要な情報を伝達する上で不可欠なものであり、本手順がおろそかになると、その後の動物の処遇に悪影響を及ぼしかねないことから、例外規定は不要と考える。 ただし、障害者など特殊な事情を抱える方について、何らかの負担軽減を図る視点を加味しつつ、対面説明と同等の情報伝達が可能な代替案を否定するものではない。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には例外を設けるべきではないと考えますが、例えば、障害を有するために頻繁に店舗まで行けない場合には、次のように事務手続きを簡素化する配慮はあっても良いのではないかと思います。 【例】購入を検討するために販売店を一度訪問して、希望の動物をトライアルとして持ち帰り、後日、購入を決断したような場合は、必要事項を飼養者本人に電話で説明した上で、説明を受けた旨の署名を郵便等により受理する。 	1

【第二種動物取扱業者について(法第24条の2関係)】

問5. 譲渡を行っている団体等において、専用の飼養施設を有している団体数についてご記入ください。
(引き取った犬猫の団体譲渡先として登録している等により実態を把握している範囲で結構です。)

	団体数
回答5	100

問6. 譲渡を行っている団体ごとの飼養動物種及び頭数

	動物種	飼養頭数	備考
1	犬、猫	犬:330 猫(250)	
2	猫	475	平成22年度取扱延べ頭数
3	犬 猫	100 350	飼養頭数は最大収容可能数
4	犬、猫	犬:60 猫:300	
5	犬、猫	犬:180 猫:150	
6	犬、猫	犬:40 猫:200	
7	犬、猫	犬:20 猫:200	
8	犬、猫	犬:20 猫:180	
9	犬、猫	約200	
10	犬、猫	犬:64 猫:116	平成22年度取扱延べ頭数
11	犬、猫	犬:70 猫:60	
12	犬、猫	120	
13	犬、猫、ウ サギ、カメ	犬:76 猫:51 ウサギ、カメ:数匹	
14	犬、猫等	100	
15	犬、猫	100	
16	犬、猫	犬:4 猫:70	平成24年6月現在
17	猫	70	展示業の登録有り,譲り受け飼養業について検討中
18	犬	70	
19	犬	70	
20	犬 猫 ウサギ ニワトリ	犬:35 猫:25 ウサギ:3 ニワトリ:5	

	動物種	飼養頭数	備考
21	犬・猫	犬:8 猫:60	
22	犬、猫	犬:20~40 猫:10~20	
23	犬・猫	犬:40 猫:20	
24	犬	60	
25	猫	60	
26	犬、猫	犬:17 猫:43	
27	猫	50	
28	猫	50	
29	犬	約50	
30	猫	約50	
31	犬、猫	犬:6 猫:40	
32	犬、猫	40	引受けを停止し、譲渡のみを行っている。(平成24年9月現在)
33	猫	40	
34	犬、猫	約40	
35	犬、猫	犬:30 猫:5	同団体は飼養施設を2カ所設置している。
36	犬・ねこ	犬:10 猫:20	
37	2	25	
38	犬	24	
39	犬、猫	犬:15 猫:9	
40	犬	20	
41	犬、猫	犬:5 猫:15	
42	犬	20	
43	猫	20	
44	犬	20	
45	犬・猫	犬:1~10 猫:1~10	
46	犬	2~17	
47	犬、猫	犬:10 猫:6	
48	猫	15	
49	猫	15	
50	犬	10~15	
51	犬・猫	約15	
52	犬	14	

	動物種	飼養頭数	備考
53	犬、猫	犬:8~10 猫:2~3	
54	犬、猫	犬:5 猫:5	
55	猫	10頭以上	
56	猫	10	
57	犬	10	
58	犬	10	
59	犬	8~10	
60	犬、猫爬虫類	犬:10 猫、爬虫類:不明	
61	犬	10以下	
62	犬	9	
63	猫	成猫:2、仔猫:7	
64	犬、猫	犬:3~4 猫:3~4	同団体は飼養施設を2カ所設置している。
65	犬	8	
66	犬	6~8	
67	犬	7	
68	犬	7	
69	犬	3~7	
70	犬	5	
71	猫	5	
72	猫	5	
73	犬	4	
74	犬	3	
75	犬、猫	3	
76	犬	1~3	
77	犬、猫	2	
78	犬	2	
79	犬	2	
80	犬	1	
81	犬	1	
82	犬	1	
83	犬	1	
84	犬、猫	不明	
85	猫	不明	
86	犬、猫	不明	
87	犬、猫	不明	
88	犬、猫等	不明	
89	犬、猫	不明	※団体譲渡先ではない

	動物種	飼養頭数	備考
90	犬、猫	不明	
91	猫	不明	
92	犬、猫	不明	
93	犬	不明	

【虐待のおそれのある事態について(法第25条関係)】

問7. 多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して生じる支障のうち、「生活環境への影響」以外の事例があればご記入ください。

飼育環境の悪化	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・飼育場所の衛生管理・温度管理が不適切（清掃、ふん尿その他の汚物・毛・羽毛等の処理、遮光、風雨除け、アンモニア臭等の強い悪臭、死体の放置等） ・飼養・保管動物のQ.O.Lの低下（近親交配、闘争、給餌・給水不足、運動不足等） ・動物の体表に糞尿等が大量に付着し、自然な動作ができなくなっている事例 	8
<ul style="list-style-type: none"> ・飼養している動物の健康状態の悪化（感染症のまん延、極度の削そう等） 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・（猫について）繁殖を防止するために必要な措置を講じず、屋内外において過剰な頭数を飼育している場合（ケージに複数匹入れられたまま） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・エサ不足、動物のストレスによる共食い 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・頭数過多に起因する餌や飲み水の慢性的な不足や傷病（感染性疾病の蔓延や生命存続にかかわる重篤な怪我等）の放置（管理不行届）による動物の衰弱（死） 	4

不適切な繁殖

<ul style="list-style-type: none"> ・近親交配が繰り返されている、生まれた子が他の個体に食べられる。 ・近親交配による運動障害、奇形仔・成長不良胎仔の出産の恐れ。 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢措置を行っていない場合、みだりな繁殖につながり、遺棄につながる可能性がある。 ・望まない繁殖による、繰り返しの引き取り 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖制限を行っていないことにより際限なく増え、さらに事態が悪化すること。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域での幼齢及び成体動物の増加（飼い主以外の敷地内で子供を出産するなど） ・外飼い猫による近隣への糞尿被害 ・猫の屋外飼養（いわゆる野良猫へのエサやり）による乱繁殖、病気の子猫の放置 	4

住民間のトラブル

<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境への影響に伴う近隣住民との人間関係の悪化（傷害事件、殺傷事件、器物損壊、民事裁判など）及び精神的負担 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・人の精神衛生面、子どもの情操教育面等に及ぼす精神的な悪影響 ・周辺住民の心理的・精神的不安による健康被害 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・猫を多数、屋外飼養することに起因すると思われる、周辺住民のアレルギー症状の発症 	1

感染症の蔓延

・動物間における感染症の発生及び拡大 ・多頭飼育環境において感染症の常態化が疑われた事例もあり、行政がこの事例に係る動物を移送した結果、その直後から行政の一時収容施設で感染症が発生した事例あり。	3
・飼い主等への人獣共通感染症の発生	4

物損被害等

・動物のいたずらによる物品の破損等の被害（車に傷を付けられた等）	2
・農業被害（畑を荒らす。牛が襲われた。 など）	1
・人の生命、身体及び財産の侵害の恐れ（咬傷事故や器物損壊等） ・逸走、徘徊による人の生命、身体、財産への被害のおそれ	2
・家屋侵入	1
・屋内外において、猫にエサを与えるだけで、糞尿の処理をせず、周辺住民の畑等の作物への悪影響	1

動物の逸走

・飼養・保管動物の逸走（その結果周辺住人等への危害（咬傷事故等）や動物の交通事故等の増加に繋がる可能性がある。）	3
・（虐待ではないが）逸走、咬傷事故の頻発	1
・放し飼いによる咬傷等の直接的な被害	1

飼養・保管者に関する問題

・飼養・保管者の経済的困窮を招く	2
・飼養・保管している動物による物理的、金銭的損害	1
・飼い主の心身両面における健康問題	2

関連法令違反

・狂犬病予防法に基づく登録注射の不徹底	2
・咬傷事故（係留義務違反）	1

その他:業務上の支障等

<ul style="list-style-type: none"> ・飼育崩壊に至った場合など、譲渡すべき多数の動物の発生そのものが社会的負担となる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・多数飼養されている間に、遺伝的な問題や衛生的な問題による疾病の発症が考えられることから引取りで多頭飼育を解消したとしても、犬が譲渡向きではないことが予想される。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・不適正飼育の犬猫について、行政権限に基づいて強制的に引取る（徴収する）ことを他の動物愛護団体から要請される（動物愛護の気風への悪影響）。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・飼養・保管動物以外への無責任な餌やり行為に起因する飼料の残渣、動物の糞尿等の放置（飼料自体の放置） ・多数の動物の飼養・保管につながりかねない無責任な一部の飼養模倣行為（餌やり、寝床の提供等） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・動物の所有者や占有者が不明な場合→所有者や占有者の定義（例：「エサやり」のみをされている方は所有者か） ・複数の方々に「エサやり」のみをしている場合（リーダーがいない、組織でない）→すべての方が所有者となり、勧告の対象となるか。 ・行政管轄外から「エサやり」のみを行いに来る場合→行政管轄を越えて、勧告できるか。 	1

問8.「虐待を受けるおそれのある事態」として、具体的に規定してもらいたいことがあればご記入ください。

客観的判断基準の必要性	自治体数
・問9にあげられている事例に関して、客観的判断基準（頭数や回数など具体的数値等）を示していただきたい。	3
・動物の疾病について具体化してほしい。（伝染病、疾病という文言ではなく、飼養環境の悪化による皮膚疾患、栄養不良によるボディコンディションスコアの低下が認められるなど。） ・市民からフィラリア症等の予防を怠っているものも虐待だと主張するケースもあるが、虐待として規定するのか。もしするのであれば、どのような病気が該当し、どのような状況が病気の予防を怠っていることになるのか細かく規定する必要があると考える。	2
・虐待の明確な定義を示してもらいたい。	1

病気、怪我等の放置

・（糞尿等の汚物の放置による飼養環境の悪化で）皮膚病等の伝染性疾病が複数の動物に認められる状態 ・飼養管理の不良による動物の病的状態	2
・治療を要する個体の治療を怠っている場合（病気や怪我等の放置等） ・骨折、重度の下痢や肺炎、栄養失調や脱水症状など、生命に関わる負傷や疾病状態にある動物を、病院に連れて行かなかった場合。	5
・屋内外において、猫にエサを与えるだけで、感染症のまん延や傷病を放置している場合 ・所有者のいない動物に対し、繁殖の防止や疾病の防止に必要な措置を講じず、長期にわたってみだりに給餌を行い、動物を集めまたは繁殖させ、幼齢個体の多死や感染症のまん延を引き起こしている場合	2
・「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成22年2月5日環自総発第100205002号）に、「感染症のまん延のある場合」等を追加し充実させる。	1

鳴き声

・昼夜を問わず、犬猫の異常な鳴き声が続いている場合（通常の鳴き声、侵入者に対する警戒時の吠え声は除く）	1
・通常を超える鳴き声については、犬種により音圧は違うと思われる。このような状況にあっても鳴き声の大きさ・回数・頻度・継続状況などのスコアによって、血圧の健康診断ではないが、境界域・異常域が客観的に判断できる手順があれば、訴える側・訴えられる側ともに納得ができるのではないかと。	1
・（適切に、定期的に）犬を散歩に連れて行かない。（鳴き声苦情の重要な一因であるため、別項目として必要）	1

飼養施設の大きさ等

・1匹あたりの収容スペースの具体的大きさの目安 ・動物の飼養頭数に見合った飼養施設面積の目安	2
・体格に基づく給餌、運動、飼育スペース ※具体的な規定により客観的な判断ができることは良いが、立ち入り調査の拒否など、飼育状況を確認することが困難な場合、規定の適用について、あらかじめ限度を示す必要がある。	1

<ul style="list-style-type: none"> ・散歩や適度な運動をさせず、ケージに入れたまま、又は繋がれたままの飼養状態。 ・散歩に連れて行かず、庭等に放し飼いにしているものの、その庭等は十分な広さがなく、必要な運動を確保できていると判断できない場合。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・（エキゾチックアニマルについて）個体の成長、性質に応じた適切な飼養環境を確保せず、縄張り意識が芽生える性成熟後の個体を、同一のケージ内で複数飼養する等により、闘争が生じている場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外において雨風、日照り等をしのげない状況下で継続して飼養されている場合 ・日光浴がまったくできない暗い空間内での隔離飼育状態 	2

飼養頭数

<ul style="list-style-type: none"> ・世話をする人数と、飼養動物数の規定 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの保護活動に支障が出ないように配慮したうえで、飼育者1人あたりの飼育頭数について上限が必要と思われる。 	1

飼い主に関する規定

<ul style="list-style-type: none"> ・独り暮らしの高齢者（世話が十分できない場合） 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者などの金銭面や健康面等の理由で、適切な給餌量を全ての飼養動物に与えることができない場合 ・動物の所有者に、飼養にかかる時間的・経済的な余裕がない場合 	3

動物の不適切な飼育

<ul style="list-style-type: none"> ・適切に給餌・給水が行われないことによる、著しい消瘦、衰弱が認められる場合 ・閉鎖された飼育場所において、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させた場合（具体的な規定により客観的な判断ができることは良いが、立ち入り調査の拒否など、飼育状況を確認することが困難な場合、規定の適用について、あらかじめ限度を示す必要がある。） ・1日1回の給餌と清掃が行われていない場合 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・排泄物が適切に処理されず放置されている場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・給餌・給水が適切に行われていない、不適切な繁殖が繰り返されているなど、飼育管理状況のある程度把握・評価するための項目をまとめた調査票を規定していただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・手入れが行き届いておらず、全身に毛玉が認められる場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・飼育している動物同士の闘争による死亡及び負傷事故が頻繁に発生する場合 ・個体ごとの個別飼育がされないこと等による動物同士の闘争の放置 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・（エキゾチックアニマルについて）個体の成長、性質に応じた適切な飼養環境を確保せず、縄張り意識が芽生える性成熟後の個体を、同一のケージ内で複数飼養する等により、闘争が生じている場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄、又は相性の悪い動物を分けずに飼養している。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「ゴミ屋敷」で、多数の動物を飼っている場合（不衛生な環境での飼養） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・（猫）繁殖を防止するために必要な措置を講じず、屋内外において過剰な頭数を飼育している場合。飼い主からの虐待のみならず、周辺住民による虐待の恐れも生じるため、規定を望む。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度動物の遺棄・虐待事例等調査報告書に記載がある「5つの自由」、「5つのニーズ」のいずれかが満たされていない場合 	1

所有者のいない動物への餌やり行為

・野良猫（地域猫を除く）への無責任な餌やり。（結果的に望まない繁殖が繰り返され、飼い主のいない猫が増加して飼養環境が悪化することにつながるため。）	1
・飼育・管理していない動物への餌やり等に起因する出産、生息数増加の助長行為	1
・不定期、不特定の方が「エサやり」のみを行っている場合（責任の所在が明確でない場合）	1

その他

・販売等に供することができない動物を動物取扱業者が飼養・保管する場合	1
・推進計画を定めるための協議会、又は法第39条の協議会において、調査結果を元に協議、行政処分の是非を判断できる規定	1
・住民票登録のない方が多数の動物を飼っている場合（所有者がはっきりしない場合）	1
・法第25条に規定する、「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれる事態として環境省令で定める事態が生じていると認める」ための報告及び検査（法第24条）を求める立入権限を規定してもらいたい。（法25条の事態が発生していることを確認するための立入権限の規定。）	1
・本質問の対象となっている第25条第3項に規定される「虐待を受けるおそれがある事態」は、「多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して」という前提があるため、その前提条件を明確にされたい。 その上で、法第25条第3項を適用すべき事態（虐待のおそれ）であるのか、法第44条を適用すべき事態（虐待）であるのかその判断基準を示されたい。 （考え方：多頭飼育 → Yes・No → 虐待 or 虐待のおそれ、多頭飼育であっても、虐待事例と判断されれば第44条適用） ・第44条を適用すべき「遺棄・虐待」疑い事例については、検察が起訴してくれなければ警察は動きが取れない現状がある。環境省は法務省と調整を図っている点について地方自治体に御説明いただきたい。行政解釈を示すことは運用上重要なことではあるが、第44条の適用については、司法と同じ認識に立って対応していく必要があると考える。	1
・所有者の心のケア（病気）等の対応することにより多頭飼育が問題解決するよう、「人への対応」も今後検討願いたい。	1
・自活できる動物については放つことが遺棄には該当しないとの見解もあるが、自活できる動物であっても、虐待につながるおそれがあるものとして遺棄として規定してもらいたい。	1
・飼い主の意識改革も重要と考える。飼い主の無知が故の飼育方法や、良かれと思った行為が、飼育動物にとって苦痛を与えているケースもある。 ・動物の生産者に対する規制だけでなく、飼い主となる一般人の意識や考え方を変えていくことも、虐待の減少に効果があると考えます。	1
・タバコ等によるものと思われるやけどの跡がある。	1
・しつけのあり方、基準等に関する規定（しつけに対する誤解や理解不足が虐待につながるおそれもある） ・動物をしつけると称して、動物の性格が変わるほど体罰を与える。	2
・夏季及び冬季に駐停車し、エンジンのかかっている車の中に長時間動物を放置し、その動物を衰弱もしくは死に至らしめた場合	1
・母体の健康を考慮しないで、繰り返し繁殖に供される。 ・帝王切開による頻回の繁殖。過度の交配による繁殖。	2

問9.「虐待を受けるおそれのある事態」として、例えば以下のような事例が想定されますが、このような事例を定めることについて御意見あればご記入ください。

例1	正当な理由がなく、給餌・給水が行われていない、又は不足している事により、生命の維持が困難となっている(極度の消瘦・衰弱)と獣医師が認めた場合	自治体数
	<ul style="list-style-type: none"> ・「獣医師」が臨床獣医師であるか、行政の獣医師を指すものが不明である。 ・獣医師から申告があった場合には、警察との連携で捜査を行うのか？警察が対応しない事例も多くあるように思われる。 	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師からの届出で立入調査し行政処分することになった場合、業者からの不服申立があることも検討すべきである。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の認定について、獣医師に限定しない方がよいと思われる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な理由」とは何かの規定が必要。金銭的困窮、健康状態の悪化、高齢化は理由となりうるか等の検討 ・「正当な理由」の事例を具体的に示していただきたい。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な理由」の有無は行政により判断するのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「又は不足している」など判断に個人差が生じるため、より具体的に規定するとよい。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命の維持が困難」の判断基準を明確にさせていただくことで、獣医師以外の者が判断を行うことも可能と考える。また、判断を行う獣医師には自治体職員も含まれると解してよいか。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫の世話をしている場合や、餌を与えていた外猫に餌を与えるのをやめた、なども当てはめられる恐れがある。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・このような事例が認められた場合の措置対応についても教示願いたい。(動物の強制保護等できるのか等) 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・常に監視できるわけではないので、この例のように視認できないケースは規定しない方がよい。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・法第44条第2項の罰則規定に規定されている内容であり、あえて例示する必要はないと思われる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・第44条に規定する「虐待」とどう違うのか不明。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な理由」があっても、給餌・給水が行われていないことは虐待であると思われる。(「正当な理由」が獣医師の治療をさすとしても、給水を全く停止することはなく補液等は必ず行うので、「正当な理由」の該当が思いつかない。) 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・既に虐待を受けている状態であり、おそれのある事態の事例とは考えにくい。ここに至る前に対応できるような事例の定めが必要であると考え。 	2

例2	飼育場所の衛生管理・温度管理が不適切(清掃、ふん尿その他の汚物・毛・羽毛等の処理、遮光、風雨除け、強い悪臭、死体の放置等)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「不適切」の内容の程度が曖昧である。時間、回数、温度等、数値による判断基準を示されたい。 ・飼育場所の衛生管理・温度管理が不適切であり、動物の健康状態に支障をきたす場合。などの文言としてほしい。 ・適正な温度の基準を示してもらいたい。 	6
	<ul style="list-style-type: none"> ・「不適切」とされている項目によって意識レベルの格差を感じる。死体の放置と遮光、清掃、温度管理を一括りにはできない。また、行政の施設については多くが温度管理等が十分に行えないこともあり、動物愛護団体等から「虐待施設」と考えられ、行政への批判が殺到する可能性もある。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「衛生管理」、「温度管理」等は程度についての客観的な判断が難しく、制定されても適用が困難な事例が起こりうると思われる。 	1

<ul style="list-style-type: none"> ・当センターでも外飼い・小屋なしで2階のベランダが屋根代わりの状況で飼育している飼い主に対する虐待疑いの苦情があり、現地調査の結果、家の影に自由に移動できる、水は与えている、犬自体は非常に元気で、飼い主によると昔から小屋を使って飼っていない、苦情者の過剰反応的な側面もある等の理由で虐待としては扱わなかった事例がある。何らかの事例を設定することは必要と考えるが、内容によっては動物愛護家等に虐待に対する過剰反応（何でもかんでも虐待）を誘発するおそれもある。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育が前提で、飼育場所の衛生管理等が不適切な事例のうち、生活環境が損なわれる事態として環境省令で定める事態に該当する事例を除くという意味か。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・法第44条第2項の罰則規定に規定されている内容であり、あえて例示する必要はないと思われる。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・飼育場所の不適切な状態の判断は、行政によりされるのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 	1

例3 横たわることができないほど短い係留

<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な基準の明記が望ましい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢矯正訓練の目的で時間を限定して短く繋留している事例があるので、係留時間等の基準も示していただきたい。また、訓練の場合は飼養者等がその場に立ち会うことも条件としていただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・首輪が狭小過ぎる使用により脱毛および皮膚の炎症が急性・慢性的な状況にある状態、小型犬が上あごに強力な輪ゴムを留められたことにより圧迫された部位が脱毛して癒痕が残る皮膚となった状態、等が考えられる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・行動の不自由を伴う係留の短さも問題であるが、いわゆる係留しっぱなしで散歩していない、虐待ではないかとの問い合わせも過去にあったので、重度に行動が制限される場合も含めて検討いただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・動物種により管理方法が変わることから、この記載方法では問題がある。「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第3条の記載で十分と思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・「虐待を受けるおそれのある事態」ではなく、「虐待」に該当するかどうか判断を要する事例と考える。 	2

例4 飼育ケージが狭小で閉塞的空間で密集した状態での飼育状態(運動不足状態)

<ul style="list-style-type: none"> ・飼育ケージの1頭当たりの面積、容積など数値による基準を示されたい。(ケージの縦・横・高さがそれぞれ体長・体幅・体高のおおむね〇〇倍以上など) ・「狭小」さらには「閉鎖的空間」について、基準を明確に設定してもらいたい。十分な運動空間を確保するとすれば、都市部では不適正な飼養条件ばかりとなる。 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・「狭小」や「密集」の判断基準はどうなるのか。 ・密集・狭小の定義を示していただきたい。(起立・横になることが不能な状態等。)また、運動の必要性は犬種や年齢によっても異なるので、運動不足と判断する基準を明確にいただきたい。 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・「狭小」等は程度についての客観的な判断が難しく、制定されても適用が困難な事例が起こりうると思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・鳴き声、臭い等に起因する近隣からの苦情により、「閉鎖的空間」での飼育にならざるを得ない状況もある。また、「運動不足状態」という表現は曖昧であり判断が困難である。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・「飼育ケージが密集した状態」の判断は、行政によりされるのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・「飼育ケージが狭小で」と限定しない方がよいのではないかと。 	1

・飼育ケージは狭小だが密集していない状況（＝1頭、1匹）での飼育状態に対して、苦情が寄せられた事例があった。	1
・時間毎に運動させ、運動不足ではないが、飼育ケージを積み重ねているような飼育環境については虐待にあたるのか？	1
・「虐待を受けるおそれのある事態」ではなく、「虐待」に該当するかどうか判断を要する事例と考える。	2

例5 手入れを怠っているために、爪や足底部の被毛が伸びて歩行に障害をきたしている。毛玉だらけである。

・「毛玉」の把握は難しい。	1
・体の洗浄しない等、手入れを怠っているため、排便困難となっている事例の追加を希望する。	1
・「毛玉だらけ」であることだけで、虐待を受けるおそれがあるとは言えないかと思われます。	2
・「毛玉だらけ」等の通常の行動に支障のない見た目だけの項目については除外した方がよい（被毛が長い短い、目にかかっている等の過剰な苦情を助長するものにならないか）。	1
・歩行に障害をきたしている。毛玉だらけである状態の判断は、行政によりされるのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。	1
・トリミング施設等にも通報義務を強いるものとならないか。当該症例を発見した際に、所有者を指導し続けるのみの対応であれば、「虐待」を見逃し続けていることになる。	1
・定義が難しいので定めることは困難ではないか。 ・虐待の恐れがあると認めるには若干無理があるように思われる。	2
・「虐待を受けるおそれのある事態」ではなく、「虐待」に該当するかどうか判断を要する事例と考える。 ・「虐待」ではなく、「虐待のおそれ」として判断するのか。	2

例6 骨折、脱臼、衰弱等の理由による度重なる動物病院への通院

・動物病院からの情報提供が不可欠なため、動物病院の保健所への情報提供義務等を明文化する必要があると考える。 ・通院の理由が虐待によるものと獣医師が疑った場合としたほうが良いと考えます。 ・通院については疾病等でのような事態になる場合も想定されるため、不自然な事例として動物病院からの通報があった場合等の追加が必要ではないか。	3
・「度重なる通院」のみを以て虐待とするのは短絡的と考える。飼い主の飼養条件等を聴取するなど、総合的な判断を要する。	1
・「度重なる」などは具体的に「3度以上の」など具体的な数字を入れてもらえると自治体での格差がなくなる。	1
・定義が難しいので定めることは困難ではないか。	1
・「度重なる通院」より、治療を施さないことを虐待と定義していただきたい。	1
・「度重なる通院」と虐待の関係は、行政により判断されるのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。	1
・改正法第41条の2に規定する獣医師による通報との関係はどうなるのか。通報に基づく探知の場合、第44条に規定する「虐待」とどう違うのか不明。 ・法第41条の2と関連付け、診察した獣医師からの探知が適切に行われるようにしていただきたい。	2
・既に虐待を受けている状態であり、おそれのある事態の事例とは考えにくい。ここに至る前に対応できるような事例の定めが必要であると考えます。	2

例7 近親交配が繰り返されている、生まれた子が他の個体に食べられるなど、不適切な繁殖が確認された場合。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な例として「近親交配」を挙げているが、どのように確認するのか（外見上の判断が困難）。繁殖実施状況記録台帳（参考様式第10）ではそこまで確認できないと思われるが、聞き取りでの確認程度を想定しているのか。 ・ 常に監視できるわけではないので、この例のように視認できないケースは規定しない方がよい。 ・ 子が他の個体に食べられているのも実際に確認は困難である。 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不適切な繁殖」など判断に個人差が生じるため、より具体的に規定するとよい。 ・ 「不適切な繁殖」をより具体的に示してもらいたい。繁殖の回数、年齢制限等。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ その実態を把握することは強制的な立入権限を持たないと困難である。確証がないと警察との協力体制が築けない中で、立ち入って確認する術があるのだろうか。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ ブリーダーの中には新品種を作出するために近親交配を行っているものがあると聞くが、これについても虐待に該当するのか。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる野良猫に対し不妊手術をすることなく不適切に給餌することで繁殖を助長しているような場合が見受けられるが、飼主と自覚していない（または飼主と認めない）者も勧告、命令の対象とできるか。対象となる場合は、件数が多数となるため、対応が困難であると考えられる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「虐待を受けるおそれのある事態」ではなく、「虐待」に該当するかどうか判断を要する事例と考える。 	1

例8（猫について）繁殖を防止するために必要な措置を講じず、屋内外において過剰な頭数を飼育している場合

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「過剰な頭数」（例えば、10頭以上など）の基準を示してもらいたい。 ・ 繁殖制限無しのケースや「猫」に限定する必要はあるのか。 ・ 猫だけでなく犬も加えていただきたい。 ・ 猫に限らず全ての動物種について言えることではないかと考える。 	8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「過剰」等は程度についての客観的な判断が難しく、制定されても適用が困難な事例が起りうると思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 猫については飼育していることの証明が困難で、自己申告によるところが大きい。エサを与えているだけで「飼育している」自覚がない方も多く、飼育者の定義を示していただきたい。 ・ 野猫と飼い猫の区別をどのようにしてつけるか（餌を与えているという行為を認定する定義と、餌を与えることが飼い猫である、と認定する定義をしておかなければ、多数の猫による生活環境の悪化について、野猫であることの主張を受けることで、解決の手段が生まれない。 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる野良猫に対し不妊手術をすることなく不適切に給餌することで繁殖を助長しているような場合が見受けられるが、飼主と自覚していない（または飼主と認めない）者も勧告、命令の対象とできるか。対象となる場合は、件数が多数となるため、対応が困難であると考えられる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「無責任餌やり」で頻発しているケースであるので、所有者のいない動物の飼育も含まれることを明文化するべき。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 例8が虐待に該当するの否かの、はっきりとした見解を示して欲しい。虐待に該当するのであれば“不妊措置をせず複数等を飼養している者”全てが虐待をしていると過大解釈される恐れがある。（繁殖を防止するために必要な措置の具体的内容を示していただきたい） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野良ねこについては、餌を与えるの異常繁殖なので虐待を受けるおそれのある事態とは言えないのではないか。 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な給餌行為との関連性が高いと考えられるが、不適切な給餌行為を「虐待を受けるおそれのある事態」の前段階（予兆）として取り扱ってよいのか。（事態が発生する前に抑止できるものはすべき。） 	1

・屋外の猫への給餌行為は不妊措置さえ行えば認められるものと介されるおそれがある。	1
・「猫」に限定しない方がよいのではないか。「屋外において過剰な頭数を飼育している」（無責任な餌やり）を「虐待を受けるおそれのある事態」とするのは行き過ぎであると考ええる。	2
・繁殖を抑制しないことを「虐待」と規定することは短絡的すぎると考える。「虐待」としての通報ではなく、避妊去勢手術の必要性について啓発することを優先すべきである。	1
・「繁殖を防止するために必要な措置を講じず」と限定しなくてもよいのでは？猫をもらってきたり、拾ってきたりして過剰な数になることも考えられる。	1
・虐待の例とすべきである。特に例8については事例が多い。	1
・第25条の「多数の動物の飼養又は保管」について、10月2日の説明会でも「多数」の定義についての質問に回答はなかったが、例8に示す「過剰な頭数を飼育」は、同一の定義か。第25条の「多数の動物の飼養又は保管」の定義が明確にできない現状では、判断は難しいと考える。	1
・「過剰な頭数の飼育」の判断は、行政によってされるのか。その場合、客観的に判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。	1

その他

・正当な理由がなく動物への適切な治療を怠っていると認められる場合 ・皮膚病、外傷等について治療がなされない	2
・以下のように、虐待の意図がなくても事例に該当する場合もあるので考慮願いたい。 ・飼育者が経済的困窮し、適正な給餌や病気の治療ができない。 ・飼育者に障害（痴呆、精神障害など）があり、適正な飼育ができない。 ・本来の飼主が死亡する等し、関係者等がやむをえず世話をしている。	1
・動物の体への過度な負担となる行き過ぎた繁殖頻度	1

全体について

・各例について、具体的かつ明確な判断基準が示されなければ、現場での判断が困難である。 ・事例を定めることで、具体的な判断が可能となるが、記載内容については、客観的な判断ができるよう数値的基準等（例えば、（個体の大きさに応じたケージの広さ、温度、爪の長さ、毛玉の量、過剰な頭数、体長・体重と頭数・ケージの面積等との関連）も考慮したものとすべきと考える。 ・上記の事例を定めることは必要と思われる。さらに、法に規定されている「多数」について明確に示していただく他、衰弱、運動不足状態についてより詳細に示していただきたい。 ・「極度」「度重なる」「繰り返される」「過剰」等の表現について、具体的な数値等を規定して頂きたい。 ・示された事例の中に「不適切」という言葉があった場合、何が適切で何が不適切なのかは個人の判断に委ねられることになり、この不明確な状態で自治体が指導を行うことは困難である。	14
・虐待か否かに感情が入る余地が無いよう、あくまでも具体的事例の定義をお願いしたい。 （事例を定める場合はできる限り客観的に測定可能な数値を定めてほしい。また、想定外においても規制できる制度設計にしてほしい）	2
・勧告、命令という行政指導、行政処分を行うためには客観的な判断基準が必要であり、国が準則として示す必要がある。 ・改善の勧告や命令を行い、改善されなかった場合、飼育者の告発を検討することになるが、同時に残された動物の取扱いをどうするのかという問題も発生する。この問題についても並行して議論する必要があると考える。	2
・個々の案件は状況が違うので、具体的に規定する事で、かえって行政の裁量で動ける範囲に制限がかかるため、例1以外は明示すべきではないと考えます。	1

<ul style="list-style-type: none"> ・虐待について事例を定めることは、適正飼養の指導指標になり、好ましいと思われる。ただし、個々の案件の判断は、動物自身の心身の状態、置かれている環境の状態を考慮して慎重に行われるべきと考える。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待事例を規則で規定した場合、規定された事案以外でも虐待と判断できるよう、「その他、動物の身体、生命を侵害する恐れのある行為」を最後の号にいれる。 ・現状を分析した上で、総合的に判断できるような対応としてほしい（該当1例のみで、住民からすぐに措置をするように求められる場合も想定され、1～数例をもとに判断できるように） 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような具体例が示されれば、指導は行いやすいと考えます。 ・具体的な事例を定めることにより、客観的にも虐待と判断でき、より強く改善を命じることができ、また警察にも協力を得やすいため、ぜひ定めてほしい。 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・実態を把握する方法、手段等を明確にする必要がある。 ・事実確認の困難な事例を規定することは避けてもらいたい。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する事例を定め、それを取り締まる規定を設けた場合、その認定を行う職員（指導員またはそれに準ずる人も含む）の権限の拡充、資格の明確化等が必要。 ・具体的な事例だけを定めたとしても、自治体に苦情相談が寄せられた場合、同法に基づく立入権限が無い場合、事実確認を客観的に行うことが困難となるケースが予想される。国としてはこのようなケースに対しどのように考えるか。 ・事例が定められたとしても、それを確認したり、調査したりするためには警察等捜査機関との今以上の連携が求められる。 ・個人宅等への調査・立入の権限が無いことから、警察との連携が十分に図られた後に規制強化を行わなければ機能しないと考える。 ・職員に与えられた権限の中で事態を認定できるような事例を定めるべき。 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような事例に遭遇した場合、飼い主に対しての改善命令を出せるように権限を法的に規定してほしい。また、違反したばあいに罰則を与えられるように規定してほしい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・個々の事例に対し、具体的数値を設けることが難しいのであれば、保健所など現在の動物愛護行政を担当する部署とは別に、虐待が疑わしい事例に対して積極的に指導等を行える専門機関を設置することが望ましいとも考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を列記するだけでなく、規定された事例の判断を誰がするのかの規定も必要（開業獣医師等の協力など）。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・法第25条では「多数の動物の飼養・保管」に限られているが、例1～7の中には多数に限らず虐待を受けるおそれのある事態に当たるものも含まれている。多数のうち1頭でも当該事例に該当すると認めるのであれば、運用可能として良い旨明示していただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・不適正飼養について指導した結果、多くの飼主が飼育を放棄し、引取りを求めてくる。引取った犬猫は殺処分せざるを得ず、引取りを拒否すれば不適正飼養の改善が見込めない。事例を定めることで、自治体への通報件数は大幅に増加すると思われる。円滑な調査・指導のため、環境省でマニュアル策定などの支援をお願いしたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・アニマルホルダーなど命令に従わない飼育者が想定される。このような場合、最終的には行政での引取りを視野に入れて勧告・命令を下す必要があるが、自治体単独で多頭数の譲渡を行うことが困難な現状では、個別具体的な事例が示されても慎重に対応せざるを得ない。 法第25条が適切に運用されるには、このような個別事例を示すだけでなく、引取った動物の譲渡に係る体制整備を併せて進めておく必要がある。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・「虐待を受けるおそれのある事態」ではなく、法第44条罰則を適用すべき「虐待事例」を規定してください。 ・例示の多くは第44条第2項の直罰規定との関係が不明瞭であるため、運用時にいずれの規定を優先適用すべきか判断に迷う事態を招くものと思われます。 ・「多頭飼育」に起因する「虐待のおそれ」とは何かについて、「虐待」との違いも含め明確にされたい。 	3

・爬虫類や鳥類の想定もして欲しい。	1
・「意図的に」等の文言を追加すべきと考える。	1
・例1～8の事例が確認されても所有者等と連絡が取れない場合があるため、強制的にその動物を保護できる規定を設けていただきたい。	1
・個々の案件は状況が違うので、具体的に規定することにより、かえって行政の裁量で動ける範囲に制限がかかるため、例1以外は明示すべきではない。	1
・例2～例4：例示の事態を確認した時点での判断となるのか、長期間同様の事態であることを確認した場合の対応となるのか。	1

【犬及び猫の引取りについて(法第35条関係)】

問10. 所有者等から引取りを求められたときに、実際に引取りを断っている事例についてご記入ください。別に条例、運営要領等により引取り条件を定めている場合についてはその具体的規定も記載してください。

引取りを断っている事例はない・最終的に引き取っている	自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・引き取り条件は特に定めていない。 ・「引取りを断っている」事例はない。 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・条例により、「飼い主が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、これを引取るものとする」と規定しているが、条件については具体的に定めておらず、その状況に応じて判断している。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・思いとどまるよう助言・指導することは多々ありますが、義務規定のため、本人の強い意向がある場合は、最終的には引取りを拒んでいません。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・独自の引取り条件等は特に定めてはおらず、引取りを断った事例はない。(引取り申請者、特にリピーターに対しては理由等を詳しく聴取するとともに、現在の飼育状況の確認のための訪問や文書送付等により終生飼養や避妊去勢の啓発を行っている。) 	2
<p>現行の法35条による規定(都道府県知事は…引き取らなければならない)との整合性を図る観点から、具体的に引取りを断る場合として明確な規定は設けておらず、引取り相談者に対する終生飼養の説得に留めている。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> ・引取りを求める者が、所有者本人(または所有者から委任を受けた者)であることを、身分証及び聞き取りで確認し、引取ることとしている。 ・終生飼養の責務を教示し、可能な限り新たな飼い主を探すよう指導し、新たな飼い主を見いだせないときに引取ることとしている。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・動愛法上、所有者等からの引取りを求められた場合は拒否はできないが、引取りの相談があった際には終生飼養、新しい飼い主を探す等の努力をするよう説明している。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・業者の廃業に伴う引取りで、なるべく自身で譲渡先を見つけるよう指導し、やむを得ない場合は引き取りを行っている。 	1

繰り返し引取りを求められた場合

<ul style="list-style-type: none"> ・不妊手術を受けるよう再三の指導にもかかわらず、継続して引取を求める所有者、いわゆるリピーターについては、引取を拒否する場合がある。 ・飼いねこもしくは外で餌やりをしているねこが産んだ子ねこの繰り返しの引き取り。 ・同一人物が繰り返し拾得動物として同一種等の動物の引取りを要請する場合 	7
<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し他者から動物を貰い受け、新しい動物を入手するために今まで飼っていた動物の引き取りを申し出た者の場合 	1

動物取扱業者から引取りを求められた場合

・動物取扱業者が（正当な理由無く）引取りを求めてきた場合。	18
・動物取扱事業者からの引取りであって、十分に譲渡等の検討を行っていない場合	1
・動物取扱業の販売登録ある者が「店舗前に遺棄されていた」として引取り依頼。	1
・動物取扱業者から業に用いた動物の引き取りを求められたときは拒否している。 ・動物取扱業者から営業として利用しない理由や、廃業の理由から引き取りを求められた場合。	2

所有者が明確でない、所有者以外からの引取りの場合

・真の所有者であることが確認できない場合（飼い主がいる可能性を否定できないのら猫の引取り等） ・所有者本人の同意がとれているか疑わしいという合理的な理由があるとき。	6
引取りを求める所有者等の住所等が確認できない。	1
・所有者以外からの引取り（委任状のある場合は除く） ・所有者の家族や親類、及び代理の者から引取りを求められた際に、所有者本人の放棄の意思確認ができない場合（病気等の理由で本人の意思表示を得られない場合は除く）	4
賃貸物件のオーナー等、本来の所有者以外の者が引取りを依頼した場合	1
・拾得した動物として引取り依頼があるが、明らかに所有者がいると想定される場合（十分に人なれしている、首輪の装着、去勢済みである等） ・所有権の明確な犬・猫を逸走等の理由が無く、かつ所有者の同意がないまま確保し、第三者が引取りを求めた場合 ・法第35条第2項の規定に基づく所有者の判明しない犬もしくは猫の引取りを行う場合（特に猫において）、所有者もしくは占有者の存在が否定し難い場合に引取りを保留する場合がある。	5
・所有者不明の猫で捕獲器（駆除目的）で捕獲されたもの ・飼育を行っていない自活可能な成猫（野良猫など）を捕獲し、引取りを求められた場合 ・殺処分を目的としている場合 ・飼い主の判明しない猫（特に成猫）の引取り（飼い主がいる可能性があるため）	10
・トラバサミ等の違法な使用により捕獲された犬・猫	1
・耳カットされた地域猫の場合	1
・野良猫の場合で、餌をあげている人がいるような場合	1
・自活可能な猫や母猫と共に生活している子猫の引き取りを求められた場合	1

新しい飼い主を探す等の努力が認められない場合

<ul style="list-style-type: none"> ・（所有者・占有者の飼い主責任として、）新しい飼い主を捜す努力を全くしていない。（新聞等での譲渡の呼びかけ、友人知人等への譲渡呼びかけをもう一度努力してもらう。） ・引取り指導マニュアルに基づき、新たな飼い主探しを行っていない依頼者については、新たな飼い主を探す努力をするよう指示している。 ・次の飼い主を探す努力をしていない場合（身体や行動に問題がある場合、高齢の場合など、一部の例外はあり）。 	29
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等に行政の引取り以外の努力の意志が全く認められない場合 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・しつけのし直し等で引取り原因をなくすことができると思われる場合 ・引取り理由が矯正可能な問題行動の場合 ・しつけや飼養施設の改善を行わず、鳴き声やかみ癖を理由に引取りを求めた者 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・どんな理由にせよ、若い動物で新しい飼い主が見つかる可能性が十分に考えられる場合（譲渡方法の提案、飼い主による里親探しの実施） 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・対象動物が哺乳時期である場合（譲渡が可能な週齢まで飼養を継続し、その後新しい飼養者を探す努力をするよう指導） 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・一般の飼育者等からの依頼については、十分な説得または必要な指導をした後も引取りを要求された場合や生活に著しく支障が出る場合 	1

引取りの理由が十分でない場合

<p>一般飼養者からの引取りであって、引取りを求める理由が十分でない場合</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに自己都合の理由による場合（相談があった時点で終生飼育についてもう一度考えてもらい、引取りを再検討してもらうことがある。） （例）引っ越し先で飼えない、犬の世話が面倒になったから、鳴き声がうるさい、狩猟の役に立たない、老齢で世話が大変だからという場合、病気になった 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由があると認められない場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・所有権放棄の意志が曖昧な場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・引取り後の犬、猫の措置（殺処分等）について、同意を得られない場合、引取りを断ったことがある。 ・正当な理由なく引取りのみでなく収容までの要請がある場合 	2

老齢、病気等が理由の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの獣医師との相談もなく、病気等で末期を迎えた動物の引取りを求められた場合 ・重度の疾病により、動物病院で安楽死させた方が良いと判断される場合。 	7
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・病気を理由としているにも関わらず、動物病院の診療を受けさせていない場合 ・動物が治療可能な病気に罹患したことを理由としている場合 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・死期の近づいた犬猫を、自宅で死んでほしくないからという理由で引取りを求められた場合 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・終末期の世話が大変という理由（飼い主に余力がある場合） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢で認知症を患っていて鳴き声などで近所迷惑だというような事例については、対処法を教示して実施してもらい、引き取りを断る。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・安楽死を希望しての引取り要請（病気がひどくて飼えない、気持ち悪い、臭い等。） 	1

関連法令違反等

<ul style="list-style-type: none"> ・咬傷事故を起こした犬で、2週間以内にある（措置命令期間内にある）狂犬病についての検診が行われていない場合（また、咬傷事故を起こしたのに、市町への届出がされず、狂犬病でない診断もされていない犬） 	6
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に咬傷事故を起こしている場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の登録を行っていない場合 	1

その他

<ul style="list-style-type: none"> ・引取りを希望する動物が未熟（2か月未満）で、自治体で引き取り後、譲渡動物として十分な免疫力等が備わっていないと判断される場合。（生後2か月程は、親と生活させるよう説明する。） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・行政から譲渡した動物の引取りが求められた場合 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者本人が死亡し相続人が決まっていない場合 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の同意が得られていない ・引取りを求めている対象動物に関わる親族すべての同意が無い場合 	11

<参考>自治体のガイドライン(抜粋)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 所有者があらゆる手を尽くしたが、適正な譲渡先が見つからない場合や、動物による危害発生の恐れがある場合など逼迫した場合に限る 2. 偽名等を使って、同じ所有者が複数回にわたり引取りを求めることを防止するために、本人確認を行うこと 3. 引取り理由、その動物の情報並びに譲渡先を探した状況等を記載させて、提出させること
--

・自活可能な飼い主不明猫

1 福祉保健センター長は、飼い主の判明しない猫(以下「不明猫」という。)について、市民から通報を受けたときは、不明猫が自らエサを食べることができるなど、自活可能な猫の場合は、遺棄等の緊急避難的な措置を除き、引取りを行わない。ただし、通報内容で自活可能な猫か判断できない場合には、現地調査を行うことができる。)

要領では、以下ア～ウの理由を正当な理由として、これら以外の理由で引取りを希望した場合は拒むことができるとしています。

ア 犬又はねこの飼い主が死亡その他の事由によりなくなった場合。

イ 飼養している犬又はねこが出産し、飼い主の居住施設の飼養能力を超えた場合。

ウ 飼い主もしくは施設の居住者が病気その他の理由により、飼養能力を欠いた場合。

・条例

(犬又は猫の引取り)

第21条 知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 (略)

3 知事は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

・事務取扱要領

第7 犬又は猫の引取り

4 動物愛護相談センター所長は、引取りに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 所有者から引取りを依頼された場合は、動物の終生飼養の義務を教示し、可能な限り新たな飼い主を探すよう一義的に指導すること。

(2) 上記(1)の取組みについて聴取し、所有者が病気、転勤、海外永住、結婚、その他の理由により継続して飼養できず、新たな飼い主を見出せないときは、引き取ること。

(3) 所有者からの引取りに際しては、引取りに係る事由の再発防止について必要な指導を行うこと。特に、こ犬・こ猫の引取りを依頼されたときは、当該動物の親について、不妊手術等繁殖制限を行うよう指導すること。

(4) 及び(5) (略)

(6) 拾得者から引取りを依頼されたときは、拾得した経緯を聴取し、故意又は悪意により捕獲したものである場合は引き取らないこと。また、当該動物が、明らかに遺失物法第12条に規定する「逸走の家畜」に当たると認められるときは、拾得者に対し、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すよう教示すること。

(7) (略)

【所有者からの引取りについて】

条例等に規定はありませんが、引取りを受ける条件として、申請時に免許等での引取り申請者の本人確認、家族全員の同意があるか確認しています。確認が出来ない場合は引取りを行いません。また、相談時に新しい飼い主を自ら探すよう指導し、引取りを断ることもあります。別紙資料1に基づき、引取り時に聞き取り調査を実施しています。

【所有者不明の犬ねこの引取り】

別紙資料2により、次のように運用しています。

(1) 引取りにあつては、様式「所有者の判明しない犬又はねこの引取り依頼書」により行うこと。なお、記入に当たっては、原則として、その拾得者その他のものの自筆によること。

(2) 所有者が判明しないことをその拾得者その他の者に確認すること。

(3) 窓口で本人確認を運転免許書等により可能な範囲で行うこと。

(4) ねこについては譲渡される個体がきわめて少数であり、多くは殺処分されることを説明して了解を得ること。

(5) 明らかに捕獲器等で捕獲されたと判断されるねこは引取らないこと。

(6) 傷病ねこの保護依頼にるいは、現地で当該ねこの状態を確認し、元気であると判断される場合は保護しない旨を説明すること。その際、保護には当たらないと判断した旨説明し、その通報者に理解を求めること。

問11.「引取りを拒否することができる事由」として、例えば以下のような事例が想定されますが、このような事例を定めることについて御意見あればご記入ください。(いずれの場合も、人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止のためにやむを得ない場合を除く)

例1 所有者・占有者の飼い主責任として、新たな飼い主探しの努力をせずに、引取りを求めた場合		自治体数
<ul style="list-style-type: none"> ・「努力」とは、具体的に何をすれば努力したと認められるのか。（「自治体の設置する掲示板等に一定期間、掲示を行なう」など、新たな飼主を探すための努力の内容を明示してほしい。） ・事実確認まで行政の責任となるのか。 ・確認方法、確認者の権限などについても規定が必要。 ・客観的判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 		9
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者死亡の場合はやむを得ないのか。 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性がある場合は引取らざるを得ない場合もあり得ると考えられる。（例えば引越しをする間に犬の引取りを求められた場合等） 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡不適切な犬猫に関しては、新たな飼い主探しそのものが意味のないことであると思われる。 		1

例2 新しい飼い主を探す努力の内容を記載した書面の提出がない場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・書面の提出のみをもって“努力した”と認めてよいのか。 ・書面を求めるのであれば、規則で様式を定めるか記載項目を定めること。 		2
<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな飼い主探しの努力」の程度をどのあたりにするのか（具体的に）。 ・具体的な事案を示してもらえるとありがたい。 ・実際に努力したか否かをどのように判断するのか。 ・客観的判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 		8
<ul style="list-style-type: none"> ・確認方法、確認者の権限などについても規定が必要。 ・事実確認まで行政の責任となるのか 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな飼い主探しの努力をしたかどうかの確認は必要だが「書面の提出」までは必要ないのではないか。 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性がある場合は引取らざるを得ない場合もあり得ると考えられる（例えば引越しをする間に犬の引取りを求められた場合等） 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい飼い主を探す努力をしたことを証明する書面等（新聞や広報誌への掲載記事など）の添付は義務付けるのか。 		1

例3 不妊・去勢等の措置をせず、同一の所有者から継続的に引取りを求められた場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な引取りの具体的な回数を示してほしい。 ・明確に回数規定されれば強く指導することも可能であると思われるが、年度をまたいだ場合や担当が変わった場合等公平性を保てない可能性がある。 ・リピーターの引取りを拒否するには、具体的に期間・回数・頭数（同一世帯のうち1年で2回まで、1回につき10頭まで等）を定める必要があると考えます。 ・客観的判断する基準をガイドライン等で示していただきたい。 		7
<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に引取りを求められたことを事由にするのであれば、身分証提示の義務化が必須。また、業者からの引取を拒否するのであれば、引取り申請者のデータを各自治体間で共有するなども必要ではないか。 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・飼育崩壊、周辺環境への悪影響の恐れが生じる可能性がある。 		1
<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖業者から、虚弱仔及び奇形などを理由に繰り返し引取りを求められることがある。販売は不可能であり、高度な獣医療を受けなければ生存が難しい個体などは例3に該当しないと判断してよいのか。 		1

例4 繰り返し(例:3回以上)動物の引取りを要望しながら、動物の飼養頭数減少に取り組まない飼養者であつて、引取りを行わなかったとしても飼育崩壊や周辺環境への悪影響のおそれが無い場合

<ul style="list-style-type: none"> ・「引取りを行わなかったとしても飼育崩壊や周辺環境への悪影響のおそれが無い場合」とは、具体的にどのような基準で判断するのか明示してもらいたい。(有無の判断は困難) ・明確に回数が規定されれば強く指導することも可能であると思われるが、年度をまたいだ場合や担当が変わった場合等公平性を保てない可能性がある。 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・改善が無く年数回の引取りは拒否の対象である。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・2回目の引取り依頼も「繰り返し」と考えられるため、3回目以降は断るとする理由を説明しにくい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・リピーターや譲渡対象者の引取制限については、データベース化や情報保有期間、本人確認、越境問題等の現実的な課題が多々あるため、自己申告に基づいて判断することとしていただきたい。これが不可の場合は、現実的に対応可能な1～3年程度の遡り確認期間を明示するなど、一定の実務的配慮がなされるよう期待します。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境へのおそれが無いと判断する基準が不明確である。仮に引き取りを拒んだことによって、周辺環境問題が発生した場合の行政の責任について懸念される。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返しは例ではなく具体的に回数規定すべき 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・身体生命財産への侵害防止が前提条件にあるので、「引取りを行わなかったとしても飼育崩壊や周辺環境への悪影響のおそれが無い場合」を削っていただきたい。 	1

例5 皮膚病や軽度の骨折など、動物の生命に支障のない病気や負傷を理由とする場合

<ul style="list-style-type: none"> ・「動物の生命に支障のない病気や負傷を理由とする場合」だけでなく、回復の見込みがない場合でも、動物病院などで適切な措置を受けるべきであるため、引取りを拒否すべき。 ・たとえ飼育する動物の生命に支障があつたとしても、それをもって飼い主が飼養放棄をする理由となるのか。飼い主が覚悟を決めて最後まで飼育するなり、かかりつけの獣医師に安楽死等の相談をされれば足りるのではないか。 ・終生飼養が飼主の責任であり、軽度の疾病、重度の疾病を問わず引取り拒否すべきと考える。 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・当県の保健所では生命に関わる重度の疾病についても、臨床獣医師の処置下で安楽死処置を受ける等、最後まで責任を持つよう指導している。上記のように具体例を詳細に定めると、拒否しやすい反面、例から少しでも外れた事由について、拒否出来なくなるため、幅広く定めてほしい。 	1
<p>病気や負傷の治療は飼い主の責務であると考え、病気等自体が理由であればその引き取りは拒否すべきであるが、その程度が重く、その飼養者には継続的飼養が困難を理由とする場合は引き取りもあり得る。</p>	1
<p>獣医師による診察、治療を受けずに、病気や負傷を理由とする場合を追加すべき。</p>	1
<ul style="list-style-type: none"> ・事前の電話相談や持ち込まれた窓口で判断するのは困難が予想される。 ・判断基準はどうやって決めるのか。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・本例の反側面として、動物の生命に支障のある病気、負傷のある場合(予後不良と判断される場合)には、診断した獣医師が安楽死処分を行うことが望ましく、行政で対応すべき案件ではないと考える。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・病気、負傷については、飼い主、行政ともに程度の判断が困難であることから、動物病院の受診を指導すべき 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・生命に危険が伴わなくとも、難治性の疾病や人獣共通感染症などの場合、飼育を継続することでかえって動物や飼い主が苦しむ場合もあるため、獣医師等による判断を仰ぐ必要があると考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・生命に支障がある病気であれば、引取れると解せるため、表現が適切とはいえない。 	1

例6 犬、猫の攻撃性、性格、気質等を理由とする場合(ただし、訓練による矯正の見込みがなく、その犬、猫の攻撃性により飼養が困難であることを獣医師又は動物取扱業(訓練)の営業者が証明した書面を提出した場合を除く)

<ul style="list-style-type: none"> ・事前の電話相談や持ち込まれた窓口で判断するのは困難が予想される。 ・判断基準はどうやって決めるのか。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書き以下については、書面として証明させることは実際に可能か不明。 ・攻撃性等を理由に飼養困難である旨獣医師等の証明を得ることは、特に獣医師が少ない地方においては困難と考えます。 ・相談や訓練の事実確認のみの証明程度ではないか？ 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・「証明した書面」を作成する者として獣医師又は動物取扱業(訓練)営業者が想定されているが、その証明に係る技量をどのように判断するかが難しいと思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・書面の提出は引取りの正当化を獣医師や訓練士に証明させているようで難しい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・噛み癖や攻撃的性格は十分に引取りを求める理由になると考えられるし、証明書に関しては、その証明書の有効性の検証を要する等、現実的でないと考えられる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・咬傷事故等を起こした動物の引き取り処分は、事故の再発を防止する観点からも必要と考えられます。 ・本事例で引取り拒否後、咬傷事故があった場合の責任の所在が問題となる。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも引き取っていた。拒否できる理由と例示された場合、実質的には拒否すべきとなる可能性が高い。周辺の環境を考え引き取るべき事例もあるとも思われるが、運用の判断が難しくなる。また、第3者からの文書の提出を求めるのは、条件として厳しく保健所に対応できかねる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃性については、その証明に時間を要することから、人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止の観点上、望ましくないものと考えます。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃性があり、飼い主や他人が何度も咬まれているが、獣医師又は訓練士の証明書が取れない場合には引取りを拒否するのか？実際には不可能であると考えます。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・実際的ではない。これらを引き取りの条件とすると遺棄される、もしくは逆に証明書の提出により引取りを断れなくなる恐れがある。飼育不適であると証明できるなら、獣医師による安楽死を飼い主の責任で行うべき 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・人を何人も咬んだ、鳴き声で周囲から何度も苦情を言われている場合等については証明書まで求めるのはどうか？また問題行動が指導で改善できるかの判断はその時の担当により異なる可能性があると思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・安楽死処分を行うこと、又は引取り申請を行うことは所有者(飼い主)の意志により選択されるものであるが、少なくとも獣医師が攻撃性等矯正不能と判断、それを証明し、安楽死処分を助言する場合、その獣医師が安楽死処分を行うことが望ましく、行政が引取りにより対応すべきではないと考える。また、その証明について、動物取扱業者(訓練)において、訓練の責任要件を満たす資格を持つものが判断するというのであれば、「営業者」が証明を行うとの表現はよろしくないと考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・証明書添付を義務付けるだけでなく、自己申告でも引取り可能としていただきたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師は行政獣医師か開業獣医師か。 	1

例7 鳴き声や噛み癖など動物に対するしつけや、飼育環境の改善などを指導することで解決できると考えられる問題を理由とする場合

<ul style="list-style-type: none"> ・事前の電話相談や持ち込まれた窓口で判断するのは困難が予想される。 ・判断基準はどうやって決めるのか。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・しつけが不可能であるという獣医師や訓練士の証明など、判断ができるような基準が必要であると考える。飼育環境の改善が不可能であるという客観的判断は行いにくいと考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも引き取っていた。拒否できる理由と例示された場合、実質的には拒否すべきとなる可能性が高い。周辺の環境を考え引き取るべき事例もあるとも思われるが、運用の判断が難しくなる。また、第3者からの文書の提出を求めるのは、条件として厳しく保健所に対応できかねる。 	1

<ul style="list-style-type: none"> ・実際的ではない。これらを引き取りの条件とすると遺棄される、もしくは逆に証明書の提出により引取りを断れなくなる恐れがある。飼育不適であると証明できるなら、獣医師による安楽死を飼い主の責任で行うべき。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・例6の攻撃性等矯正不能の反側面とみえるが、例6で獣医師等の判断を要するとしているのに、例7は必要ないようだがその違いは何か。なお、特に咬傷癖については、飼い主が矯正を行うことのリスクを考慮し、引取りを行う場合もある。事故防止は行政として最も重要な課題であることに配慮願いたい。 	1

例8 ・飼い主の転居

- ・飼い主が所有する住宅に転居する場合
- ・飼い主が所有していない住宅に転居する場合(ただし、転居先の住宅所有者又は管理者がその住宅で動物が飼養できないことを証明する書類を提出した場合を除く)

<ul style="list-style-type: none"> ・ただし書きは削除するべき。例1または例2に戻り、飼い主探しの努力をしたかどうかを確認する必要がある。 ・ただし書きは例1の事例に反するのではないか 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・期間に余裕を持って引取りを求めてきた場合は、これを理由に断る事ができるかもしれないが、明日までに引越しをしなければならぬという者に対しては、打開策を提示する事ができず、引取らざるえない場合がある。(ぎりぎりまで譲渡先を探し、いよいよ困って求めてくる場合がある) 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・引越し先で飼うことが出来ないと申告があった場合は引取らざるを得ないとする 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも引き取っていた。拒否できる理由と例示された場合、実質的には拒否すべきとなる可能性が高い。周辺の環境を考え引き取るべき事例もあるとも思われるが、運用の判断が難しくなる。また、第3者からの文書の提出を求めるのは、条件として厳しく保健所で対応できかねる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の運用において、転居が理由でも今後の飼養継続が不可能で新しい飼い主を見出せない場合は、引取るものとしている。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・『飼い主の転居』を規定するのは厳しいと思われる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先が自己所有か否かにかかわらず、里親等を探す努力をしたことや飼育可能な住居に転居できない明確な理由が示されれば、引取りはやむを得ないとする 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・転居先の住宅所有者又は管理者がその住宅で動物が飼養できないことを証明する書類を提出した場合のみでは弱いため、前提として「動物を終生飼養できる転居先を探すこと」と明記することが必要でないか。 	1

例9 闘犬及び猟犬としてその目的を達する能力が衰えた又は劣ることを理由とする場合

<ul style="list-style-type: none"> ・「繁殖」を加えるべき。 ・繁殖能力がないとして繁殖業者が引取りを求める場合は、例9に含めてよいか。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・闘犬および猟犬以外の使役犬等(番犬・牧羊犬など)も含まれるような定め方が適当ではないかと考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・引取りを拒否し、仮に遺棄された場合、人間への被害が懸念される。 	1

例10 行政から譲渡した動物の引取りが求められた場合

<ul style="list-style-type: none"> ・通常、行政から譲渡したか否かの確認は困難。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・他都市での譲渡など、履歴確認が困難な場合がある。また、譲渡時に確認した状況と変わってしまう場合もありうる。一律に拒否すべきではない。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・行政から譲渡した動物であることが引取りを拒否する特別な理由にはならないのではないかとと思われる。 	2

・行政からの譲渡という理由のみでは引取りを拒否する正当な理由にはならないと思われる。引取りを求められるような結果を生む譲渡をそもそも行政側が行わないよう努力することが必要である。	1
・本市では、譲渡時の誓約書に飼育ができなくなった場合は、センターに相談することとしているので、引取りを拒否することは難しい。引取りを求める方に譲渡した行政側の責任もあるのではないか。	1
・行政から譲った動物についても止むを得ない事情がある場合は引取らざるを得ないと思われる。	2
・法人格を有したボランティアが譲渡した動物の引取りを求められた場合	1
・飼い主として守るべき責務はどのような手段で入手しようと変わらないため、行政が譲渡した動物だからといって対応を変えるべきではないと考える。 ・動物の入手方法は関係がないため、「行政から譲渡した動物・・・」は削除すべきと考える。	2

例11 その他、法第7条第4項の規定の趣旨に照らして、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として条例で定める場合

・条例に委任しているが、条例に委任すべきではなく、規則の中で完結すべき。	1
・引取りの拒否事由は、地域性とは関係なく、全国一律に定められるべきものと考えられるため、たとえ入念的であっても、条例への委任規定は設けないでいただきたい。	2
・上記に定められない不測の事態に対して、「その他知事が認める場合」等例外規定を盛り込みたいが、例11により条例で規定できるという理解でよいか。	1
・法の条文に明記した以上、自治体の条例のみでの規定ではなく、何らかのレベルで国から例示いただきたい。	1
・当該事例は様々であり、法の内容に鑑みると個々での判断が必要になると考えられるため、条例で定めることは難しく、要綱や行政内規として規定することとしたい。	1
・政令で詳細に規定し、条例に委任せず、「都道府県知事が認める場合」とすべきと考える。	1

その他引取りを拒否することができる事由(例1～11以外)

○老衰、重度の疾病を理由とする場合

・犬やねこの高齢（介護困難）を理由にする場合の追加。 ・犬、猫が単に老齢であるという理由は、動愛法の趣旨と相反するので、引き取り拒否の理由として加えるべき	2
・病気や老齢による介護が必要となった動物に関して、終生飼養の努力を怠り、引取りを求めた場合に関して例示して欲しい。	2
・犬猫の安楽死は、飼い主の責任で動物病院で実施することを原則とし、相当の理由がある場合は拒否できないことにしてはどうか。動物病院で安楽死すべきと思われる事例でも、獣医師が安楽死を嫌がり引取りに回されることが少なくない。（回復の見込みがない負傷動物など）	1

○飼い主のいない犬猫

・所有者又は占有者がいる可能性のある自活している猫については引き取らない例に追加してほしい。 ・引取りの大半である野良ねこに関する「引取りの拒否することができる事由」の記載はできないか。	2
・「自治会等がねこの駆除を目的として捕獲した場合」について検討願いたい。	1
・同条第3項により拾得者からの引取りも準用することになり問題が大きい。 ・引取りを拒否する要件について、法第35条第3項にかかる内容も定められるのか。	2
・上記事例のような所有権放棄に関する事例のみでなく、故意に拾得として引取を求めるケース（飼養・保管者及び取扱業者）についても具体的事例を検討していただきたい。	1

○その他

・自分でエサを食べることができないくらい幼齢な動物の引取りを求められた場合も、拒否可能な事由に加えてはどうか	1
・繁殖事業者からの引き取り	1
・販売業者のみではなく展示・貸出し業者も含めた動物取扱業者や同一の所有者からの引取りを拒否することから検討されてはどうか。	1
・拒否できる事由を定めることに賛成であり、「その他正当な事由がない場合等」を付け加えてほしい。	1
・飼い犬が産んだ子犬（56日未満）の引取り（飼い主を探す努力をしているかどうか。子犬が親犬から離されるのは56日以降が適当と考える）	1
・離乳前の犬、猫については、行政による飼養管理が不可能であり、殺処分をせざるを得ないことから、動愛法の趣旨と相反するので、引き取り拒否の理由として加えるべき（離乳後まで新たな飼い主を見つける努力を行うよう指導すべき）	1

例1～11すべてに関わる意見

○引取りを拒否することからの遺棄等の懸念について

・安易な引取りはすべきではないが、そのことが遺棄や多頭飼育に繋がるのであれば新たな問題を生み出すこととなる。省令で示す事例については、ある程度個別具体的に示す必要があるが、細かすぎる例示は行政の事務負担が増大するとともに裁量を狭めることに繋がることも注意していただきたい。	1
・「引取りを拒否することができる」と定める以上、引取りを拒否したことによる動物の遺棄等に対する対策も必要不可欠であり、「拒否できる」という事実だけが先走りしないようにしていただきたい。	1
・具体的に事例を定め、行政が引取りを拒否することにより、遺棄の増加、不適切な飼養が継続されることが危惧されるため、事例を定める場合は、最小限にとどめることを希望する。	1
・いずれの例についても引取りを拒否した場合、当該動物の遺棄につながる可能性があり、その遺棄された動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、公衆衛生上の悪影響、並びに虐待（ネグレクト）に至るケースの増加を懸念する。 ・狂犬病予防法や感染症法を所管する厚労省と十分な協議が必要ではないか。	5
・遺棄に対する罰則が重くなったが、遺棄動物の飼い主を特定できることは非常にまれであり、引き取りの際の手続きの順序が増える（書類の提出など）ことで遺棄する事例が増えることが懸念される。また、書類の提出があれば引取を拒否できないとも受け取れることから、明記は避け、やむを得ない場合の例として書類の提出をあげるべきではないか。	1
・事例を定めることには同意する。ただし、引取り拒否が不法遺棄につながらないように対応する必要があるので、拒否の判断は自治体の判断による旨を示していただきたい。	1
・引取りの基準を厳格化して対応することは、反面、遺棄を助長するおそれもあるため、政省令、運用通知、FAQなどのレベルでの例示とするのかも含め、慎重に検討されたい。	1
・引き取り拒否により、虐待に繋がりうる不適正飼育等の発生が危惧される。除外要件として、「引き続き飼養することで不適正飼養に陥る恐れがある場合」等を加えてはどうか。	1
・定めることは必要であると考えますが、添付書類等に不備があることで引取りを拒否した際に、遺棄につながらないように熟慮する必要がある。	1
・具体的な事例が定められている方が判断基準になるため、より多くの事例を定める必要があると思われる。	1

○賛成意見

・上記例を具体的に定めたいうえで、国民に周知することができれば、安易な引き取りは減少するのではないかと考える。	1
・引取り拒否を動物取扱業者に限定しない場合、「正当な放棄理由」は、「飼い主死亡」以外にはない。 また放棄を抑制するには、飼い主責任を果たす義務を強化すること、又は取り締まりの強化が先決だと考える。	1
・引取りを拒否できる項目が増えることは賛成です。ただし、自治体以外の受け皿づくりが必要である。	1
・上記の内容で良いと思う。	1
・リピーターや不適切な飼養による引取り、里親探し等を行わない安易な引取りを防ぐことができる。	1
・引取りに対し、事例にあるように何らかの証明や書面を提出させる等、手続きに一手間二手間かけることで安易な引取り申請の抑止に繋がるものと期待している。	1
・例示について規定されるのは賛成。	1
・「引取りを拒否できる理由」を定めることに異論はないが、該当する事例の動物を引き取った場合に動物愛護団体等からのクレームが予想される。最終判断は、各自治体が行う旨を明記して貰いたい。	1
・事例を定める時にできるだけ裁量の部分が少なくなるべきと考える。（例えば例3, 4, 10はよいと考える）	1

○具体的事例は定めない方がよい

・例示を絶対条件とせず、法の主旨に沿って個々の事情により判断する余地が必要	1
・引取りを拒否するかどうかの判断は、定められた事例を参考に所有者と動物の置かれた状況等を考慮に入れ、個別に行われるべきと考える。 ・個々の事情があるため、具体的事例を定める必要はないという意見もある。	3
・引取りを拒否することができる事由を定めることにより、それ以外の理由を突き付け引取りを求める場合があると考えるので、具体的な事由は定めない方がよい。	1
・良いとは思いますが、例示の中でも止むを得ない場合はたくさんあり、「この場合は引取らない」と型にはめられてしまうと、対応が制限されてしまうので、「ただし〇〇長が認める場合は除く」などをつけてもらいたい。	1
・具体的な内容は、省令ではなくガイドラインとして示し、弾力的に運用できるようにしてほしい。（専門性のある証明書は困難が予想される等の理由のため）	2

○飼い主の実際の状況や環境が分からないので、判断がむずかしい

・現場の担当者には、飼い主の実際の状況や環境が分からないので、判断がむずかしい。	1
・事実確認の困難な事例を規定することは避けてもらいたい。	1

○全ての事例について定めるべき、はっきりと明記すべき

・全ての事例について定めるべきと考える。	1
・あいまいな表現の例示は避けてもらいたい。	1
・「引取りを拒否することができる事由」を定めるのではなく、「引取りを拒否しなければならない事由」をより具体的に規定していただきたい。	1
・全体的に拒否理由については、判断表のようなマニュアルを示していただきたい。各自治体判断では飼い主と動物ボランティアとの間に保健所が挟まれ対応に苦慮するのは目に見えている。	1

<ul style="list-style-type: none"> ・仮に例示の事項をすべて拒否事由とすると、従来の引取り例の多くがその対象となり、しかも「できる」規定のため、引き取るべきか否か、逐一、判断に迷う事態を招くとともに、外部からもその判断の是非を強く問われることにもなる。こうした事態を避けるため、裁量の余地を極力少なくするよう、本文とただし書きとの関係を整理し、より具体的に規定いただきたい。（逆に絶対的に引取りを拒めない事例を先に例示いただいた方が検討が進めやすくなるものと思われる。） 	1
---	---

○その他

<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育で周辺環境への影響が著しく、直ちに頭数を減らす必要があり、譲渡が困難な場合は、引取りに出すよう指導せざるを得ない。改善措置として引取りに出すことが困難とならないよう、配慮をお願いしたい。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど引取り拒否にするならば、引取りの業務規定を見直すべき。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・法第35条の趣旨は、捨て犬・猫の防止であり、その受け皿がない現状で行政が引き取りを拒むことは不相当であると考えているが、今回の法改正により法第7条の終生飼養の徹底を促すのであれば、飼い主の死亡以外の全てが「飼い主の無責任」の結果であり、引き取りを拒否する理由になりうる。国が法改正の趣旨を国民に浸透させるためには、「飼い主は自分の飼育する動物が飼養できなくなり、新たな飼養者を見つけることが困難な場合は、行政に処理を委ねるのではなく自分で安楽死を選択することも含めて責任を全うすべきである。」と強くうったえかけるべきである。行政による殺処分ゼロを目指すのであれば、中途半端な引き取り拒否理由など示さず、国として明確な意思表示をすべきであると考えている。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・行政による引取りは、社会秩序の維持の為に行うという事を第1の前提にするべきと考えます。あまりにも動物の側にだけたった規定を定めるのは問題があると思う。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての例において理屈としては理解できるが、「人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止のためにやむを得ない場合」以外にも、行政として積極的に引取りを行うことが公衆衛生上、周辺環境上必要となる事例もあるため、一律に判断できるものではないと考えられる。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・どのような事例についても、所有者・飼養者の規定が必要である（エサやりしている動物が例となった場合はどうするか等） 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・なお、本都の現行の運用においては、引取りをお断りする例示に当てはまる場合でも、事前相談の段階で、飼い主の精神状態や飼育能力を考慮して、引取る場合もある。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の死亡、病気、怪我、障害、老齢の理由は、行政では判断が困難であることから、医師の診断書など本人が飼養管理ができないことを客観的に証明する書類(又はその写し)の提出または提示を義務付けるべき 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・生後91日以上で、狂犬病予防法に基づく登録を受けていない犬及び正当な理由なく1年以内に狂犬病予防注射を受けていない犬は、収容施設内における狂犬病の発生や蔓延の防止のため、登録、注射後に依頼するよう指導すべき 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者を含み、引取りを拒むことにより、所有者が動物を適正に管理できないと判断した場合は引取りは止むを得ないと考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな飼い主が適正飼養できるかどうかを適切に判断しないまま、安易に譲渡をすることにより、新たな問題が起こる可能性があるため、飼い主探しについては慎重に行うべきと考える。 	1
<ul style="list-style-type: none"> ・引取りを求められた犬及び猫が虐待を受けている、又はそのおそれがあると想定される場合については、「引取りを拒否できる事由」からは除外していただきたい。 	1